

介護保険事業状況報告の見直しについて

1 目的

介護保険事業状況報告の作成における保険者業務の負担軽減を図るため、調査方法等に関して以下のとおり見直しを行う。

2 見直しの内容

(1) 調査方法の見直し

①月報について

ア. 現在、保険給付関係（※）について、保険者は「現物給付分＋償還払分」を都道府県を經由して厚生労働省に報告しているが、平成18年4サービス提供分から「償還払い分」だけを報告する。

※保険給付関係とは次のものをいう

- ・様式1の4：居宅介護（支援）サービス受給者数
- ・様式1の4：施設介護サービス受給者数
- ・様式2、様式2の2、様式2の3、様式2の4
- ・様式2①、様式2の2①

イ. 「現物給付分」については、国保連合会から国保中央会を経て厚生労働省へ報告する。

ウ. 厚生労働省において保険者別に「現物給付分」と「償還払い分」の合算作業を行う。

エ. 厚生労働省は合算作業を終了した後、厚労省ホームページに保険者別数値を公表する。

②年報について

ア. 現在、保険給付関係の年報について、保険者は年度終了後、年報の報告を行っているが、平成18年度年報から、報告を要しないものとする。

イ. 厚生労働省は、月報の数値から年報を作成し、都道府県を經由して保険者に送信するので、保険者は数値の誤りの有無について確認する。

(注) 保険給付関係以外の調査項目については、月報、年報とも現行と同じく都道府県を經由して厚生労働省へ報告を行うものとする。

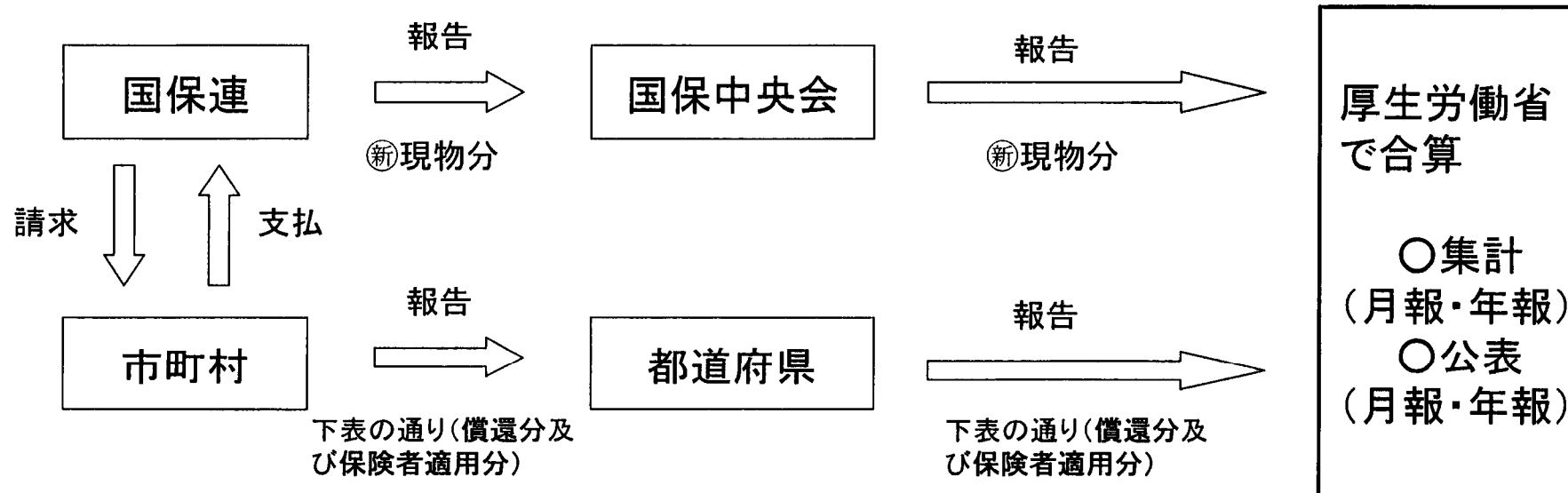
(2) 調査項目等の見直し

①制度改正に伴う様式の変更、②活用状況等を踏まえた現行の調査項目の見直し、③報告時期の見直し等を行う。

(3) その他

(1)(2)の見直しの詳細については、別途通知する予定である。

(参考)介護保険事業状況報告の見直し後のイメージ



○報告内容

	月報	年報
保険給付関係	現物分・償還払い分	現物分・償還払い分
保険者適用分	第1号被保険者数、認定者数、減免者数、高額介護サービス費等	第1号被保険者数、認定者数、減免者数、保険料収納状況、決算等

※=は見直し後、不要となるもの。